

Title	勅撰集の中の入内屏風和歌 : 作者・詞書を手がかりに
Author(s)	細川, 知佐子
Citation	詞林. 2011, 49, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67625
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

勅撰集の中の内屏風和歌

——作者・詞書を手がかりに——

はじめに

屏風歌の勅撰集入集数は『拾遺集』を頂点とし、急速に減少する。それは、新たな屏風歌制作がほとんど行われなくなったためである。しかし、詞書に「屏風歌」であることが明示された歌は、『千載集』では四首しかみられないものの、『新古今集』には三四首入集（最勝四天王院障子和歌は含まず）する。そして、この後の十三代集でも採歌され続ける。『新古今集』での屏風歌復活の契機と考えられるのが、文治六（一一九〇）年に成立した『文治六年女御入内屏風和歌（以下『文治』とする）』である。

近世の類題集に、屏風歌だけを集めた『屏風絵題和歌集』（石津亮澄編）がある。三村晃功³に拠ると、この『屏風絵題和歌集』の和歌および詞書の原拠資料は勅撰集であり、先の『文治』や寛喜元（一二二九）年成立の『寛喜元年女御入内屏風和歌（以下『寛喜』とする）』が収載歌数の多い作品として挙げられている。この二つの入内屏風和歌は、数ある屏風歌作

品の中でも勅撰集に数多く入集しているということである。近世にこのような受容がなされているにもかかわらず、勅撰集の中の内屏風和歌については、一部を除き考察がなされていないように思われる。また、屏風歌が勅撰集の中で問題となるとき、『新勅撰集』における『寛喜』¹など、特定の勅撰集を考察対象とする場合が多い。

そこで本稿では、勅撰集を通覧し、入内屏風和歌の入集のあり方を考察したい。いうまでもなく、勅撰集への採歌は歌を評価したものであることが基本である。しかし、勅撰集では、誰がいつどのような時に詠んだ歌であるかも重要なのではない。祝意と天皇家との密接な繋がりをあわせもつ、「入内」という場で詠まれた歌であることに着目し、作者や詞書を手がかりに考察してゆきたい。

一 三度の入内屏風和歌

本稿で取り上げる入内屏風和歌には、先述した『文治』と『寛喜』の他に、これらが規範とした『長保元年彰子入内屏

細川 知佐子

風和歌（便宜上の名称・以下、『長保』とする）がある。したがって、現在知られる入内屏風和歌はわずか三作品ということである。以下、これら三度の入内屏風和歌の概略を時代順に示す。

『長保』は、長保元（九九九）年藤原道長の女彰子が一条天皇に入内した際の屏風歌で、判明する作者は、花山院・道長・公任・高遠・斉信・俊賢・道綱（長能が代作）の七名である。作品としての伝存はなく、出詠歌人の家集『公任集』『高遠集』『長能集』及び勅撰集や私撰集に残るだけである。また、残された歌の多くが春の景物であり、屏風そのものの詳細は不明である。

二つめの『文治』は、文治六年（四月一日より建久）正月に後鳥羽天皇に入内した、九条兼実の女任子の入内屏風和歌である。出詠歌人の一人であった俊成が『俊成家集』の中で「屏風の歌ひさしくたえたるを、上東門院御入内長保の例にて、このたびおこされたるなるべし」と記すように、規範とした『長保』から約二〇〇年間入内屏風和歌は詠まれていなかった。月次一二帖（各月三面）三六面の屏風と夏・冬二面の泥絵に記すために詠出されたものである。作者は、兼実・実定・実房・良経・季経・隆信・定家・俊成の八名で、各人が三八首詠じ、各面一首ずつ選定された。選定は俊成・実定が下選びをし、兼実が最終決定した。屏風歌に選定された歌だけでなく、全歌が作品として残る。『長保』が選定歌すらままとま

て伝存しないことに較べると大きな違いがある。時代による和歌の有り様の变化ともいえよう。また、選定された和歌は、群書類従本及び島原松平文庫本の合点により三八首中三六首が知られる。良経・定家、俊成はそれぞれの家集に全歌、隆信の歌も『隆信集』に一六首収載されている。

三つめは、『文治』から四〇年後に成立した『寛喜』である。これは、寛喜元年、道家（兼実の孫）の女樽子の後堀河天皇入内に際しての屏風歌で、『文治』と同様月次一二帖（各月三面）三六面の屏風と春・秋二面の泥絵からなる。和歌の選定は、出詠歌人たちの評定によりなされ、選定歌は『明月記』に記されている。作者は、道家・公経・実氏・定家・家隆・為家・知家の七名で、八八首の残欠本のみ現存する。定家、家隆はそれぞれの家集に全歌、為家の歌も『為家集』に七首収載されている。

『文治』については、久保田淳が「屏風歌は、かなり詳細に画面を説明したものが作者に与えられ、それに基づいて詠まれたらしいので、題詠歌の中でも特に作者それぞれの個性が現れにくいものである。」とする。有吉保も「この和歌の目的が祝賀のものであるだけに内容も欠点の少ないことに主点があるため伸々とした歌境ではない。」（『群書解題』）とする。入内屏風という性格上、まず祝意が優先し、無難に詠むことが求められるのである。大嘗会屏風歌には「鶯」や「時鳥」など禁忌の景物があったことが指摘されている。入内屏風和

歌では、大嘗会屏風で避けられた景物も描かれているが、入内の場に相応しい、選ぶべき言祝ぎの歌語が当然あるだろう。同じ絵を題にして詠むこととあわせて考えると、両氏の指摘するような、個性のない無難な和歌になると思われる。

定家は『文治』を家集『拾遺愚草』に収録するにあたり、二首改作している。いづれも、他の歌人との詞の重複を避けたいものである。若年期の詠歌であったことも一因であろうが、主家九条家の晴儀にあたり欠点のない歌を詠もうとした結果、平凡な歌句となったための改作と推測される。したがって入内屏風和歌は、秀歌を求めた勅撰集撰集資料としては、必ずしも有益とは思われない。

なお、それぞれの作品については多様な角度から多くの研究がなされているので、それらを参考にされたい。

二 勅撰集入集数と部立

でははじめに、入内屏風和歌の勅撰集入集状況と数を確認したい。後掲【表一】は、それぞれの入内屏風和歌が各勅撰集に入集した数である。最下欄には作品ごとの総数を示した。『長保』は『拾遺集』以下六集にそれぞれ一首ずつ全六首入集している。しかし『拾遺集』と『金葉集三奏本』は同じ歌である。したがって、実数は五首となる。

次の『文治』は最も多く、全部で三七首（統後撰集）は『林下集』に「公道卿十首題」とある歌）入集している。成立直

後の『新古今集』から一八番目の『新千載集』まで、一代連続していることも注目されよう。

『寛喜』の総入集数は三四首である。そのうち『新勅撰集』の入集数は二四首で、かなりの数になる。総数においては『文治』に近いが、『新勅撰集』以外では、『統後撰集』『新古今集』『純千載集』『新千載集』のわずか四集に採歌されているだけである。

各集の入集数では、『新古今集』の『文治』や『新勅撰集』の『寛喜』が多い。これは、それぞれの下命者である後鳥羽院や後堀河院への入内に際し詠まれた屏風和歌であるためだ。特に、『新勅撰集』における『寛喜』は、過剰ともいえる入集数となっており、『新勅撰集』を方向付ける撰集資料として、先述したように先行研究も多い。また『文治』は、最後の『新古今集』に『新古今集』より三首多い九首が採られているが、これについては後で述べたい。

入内屏風和歌全体で見ると、『拾遺集』から『新統古今集』まで、少数ではあるがほとんどの集でいずれかが採られている。具体的に示すと、『詞花集』『新拾遺集』『新後拾遺集』の三集以外の全ての勅撰集に選ばれているのである。『文治』『寛喜』は、月次屏風歌で一二帖三六首、泥絵二首を加えても総数三八首である。百首歌はもちろん、五十首歌と較べても歌数が少ない。出詠歌人もそれぞれ一〇人未満である。秀歌が生まれにくい場であるにもかかわらず、勅撰集入

集の確率はかなり高いのではないか。

また、十三代集に限ってみると、入集していないのは、一九番目『新拾遺集』・二〇番目『新後拾遺集』の二集である。しかし、この二集には入内屏風和歌はないものの、立后屏風和歌が採られている。【表一】には、入内屏風和歌の右にこの立后屏風和歌の数値も加えた。

立后屏風和歌とは、『元弘三年立后屏風和歌（以下、『元弘』とする）』である。一八番目の勅撰集である『新千載集』にはじめてみえる屏風歌で、同集に一八首入集している。元弘三（一三三三）年に後伏見院内親王珣子が、隱岐遷幸後の後醍醐天皇に入内、立后した時の屏風歌である。これらの勅撰集から知られる作者は、後醍醐天皇・邦省親王・慈道法親王・尊氏・冬教・為世・隆教・公脩・実教・惟継・為明・為冬・経宣・為親・公宗・雅朝・前大僧正覚円・前権僧正雲雅・後宇多院宰相典侍の一九名である。また、詞書から、四尺の月次屏風であったことも知られる。この屏風歌から、『新拾遺集』に八首、『新後拾遺集』にも一首入集しているのである。『新拾遺集』の八首はともかく、『新後拾遺集』の一首入集は、入内屏風和歌の各勅撰集入集数と近い。十三代集の中で入内屏風和歌が一首も採られていないこの二集に、『元弘』が入集しているのは、偶然ではあるまい。入内屏風和歌と同種のものと同様に認識されたための入集ではないか。

勅撰集は、時代が下がるにしたがい保守性を深めてゆく。

『新拾遺集』『新後拾遺集』において、『千載集』以後の勅撰集に必ず入集している入内屏風和歌をあえて採歌しない理由は見当たらない。「入内」と「立后」の違いはあるが、そもそも、立后に際して月次屏風を調じ、多くの歌人に和歌を詠ませることそのものが、先に成立した「入内屏風」を意識したのことと考えられる。画題の構成から、井上研一は、『文治』『寛喜』の「二つの入内屏風と同一の構成をもっていると考えてよいだろう。」とする。また「ただし、「寛喜」が皇室関係の行事を全くふくんでいないのに比べると、対照的ですからある。これは、この屏風が臣下の女の入内ではなく、内親王の立后に際して用いられたものであるという点と無関係ではないだろう。」とも述べる。『文治』にも公事が多いことは先行研究により指摘されており、単純に考えることは危険である。しかし、『新拾遺集』『新後拾遺集』撰者によって、内親王の立后が、臣下の女の入内より上位の公的屏風歌との判断がなされた可能性は高い。そのため、本来なら先例に倣い入内屏風和歌を採歌するところが、勅撰集には立后屏風和歌の方がより相応しいと考え、『元弘』が『文治』や『寛喜』の代わりに選ばれたと思われる。このように考えると、『新拾遺集』『新後拾遺集』に入内屏風和歌の入集がなかった理由が理解される。つまり、『千載集』以後、数は少ないがすべての勅撰集で入内（あるいはそれと同種の）屏風和歌が採歌されたことになる。

では次に、各屏風歌の入集部立についてみてゆく。同じく後掲【表二】は、入内屏風和歌の入集部立と数値を、内訳とともに示したものである。月次屏風であることから考え、四季部入集は当然であって、七七首中五一首が四季部に採歌されている。神祇歌入集が『寛喜』になく、『文治』に多いのは、『文治』にのみある「春日祭」や「神楽」などの行事題による。

さて、ここで注目したいのは賀部である。『寛喜』の賀部入集は『新勅撰集』と次の『統後撰集』だけで、一三番目の『新後撰集』以後の賀部入集は『文治』だけである。無難に詠まれた祝意が賀部に相応しいだけであれば、作品による入集の差異は説明できない。『新勅撰集』『賀』には『寛喜』が一〇首入集しており、歌題（屏風絵）が『文治』と『寛喜』の賀部入集の差につながるとも考え難い。さらに、『長保』が『統古今集』ではじめて賀部に採歌されていることも注意される。

三 大嘗会和歌との比較

屏風は入内以外にも様々な折に作られ、それに応じた歌が詠まれて勅撰集に入集している。前節で、入内屏風和歌がわずかな作品数であるにもかかわらず、ほとんどの勅撰集に入集していることを確認した。ここでは比較のため、大嘗会屏風和歌の勅撰集入集状況をみてゆきたい。

大嘗会和歌には風俗歌と屏風歌があるが、屏風歌は、屏風

歌盛行に伴いはじまったもので、長和元（二〇一二）年三条天皇の時が初例とされる。『長保』と同時代であり、入内屏風和歌と成立時期を同じくする。八木意知男によると、「大嘗会屏風和歌は、古くは不明ながら後冷泉院永承元年度（二〇四八）大嘗会分あたりからは悠紀主基各六帖十八首が定着する」という。各帖にそれぞれ二ヶ月ずつ配し、各帖三首都合一八首の月次屏風である。氏は同書で、大嘗会屏風和歌と「貫之作詠屏風歌」「俊成作詠文治六年屏風歌（稿者注）『文治』のこと」との景物の比較をしている。その結果、大嘗会屏風和歌特有となる、禁忌の景物や表現からいくつか相違はあるものの、『貫之集』にみえる屏風歌に比して、「俊成の文治六年屏風歌は、はるかに大嘗会屏風和歌に近いものがある。」とする。儀式の和歌として大嘗会屏風和歌が担う役割により、景物や語が取捨選択されていることを明らかにしつつ、俊成の『文治』が、他の屏風歌に較べ大嘗会屏風和歌に近いことを指摘する。ここでの検証は俊成歌だけが、同じ屏風を題にして歌を詠む他の歌人たちも、俊成歌と大きく違わないであろう。これは、いずれも天皇家に深くかわる祝事であるための共通性と思われ、勅撰集での役割も他の屏風歌より近いと考えられる。

後掲【表三】には、大嘗会風俗歌と屏風歌の勅撰集入集数を示した。表からわかるように、屏風歌の勅撰集初見は、『後拾遺集』の二首である。『後拾遺集』から『新統古今集』ま

で一八集のうち、入集していない集が六集ある。先述したように大嘗会で屏風歌が詠まれるようになったのは一一世紀からであり、元は風俗歌のみが詠まれていた。この風俗歌は『古今集』巻二十「神あそびの歌」末尾に、「御べ（嘗）の歌」として五首採られている。配列も仁明天皇から清和・陽成・光孝に、今上である醍醐まで時代順である。表から読み取れるように、風俗歌は『古今集』以後、『後撰集』『後拾遺集』『詞花集』を除くすべての勅撰集に入集する。大嘗会屏風和歌を選入していない六集についても、風俗歌は入集している。どちらも入集していないのは、私的詠歌の多い『後撰集』だけである。また、風俗歌と屏風歌は同一箇所混在して配列されることが多い。

このことから、勅撰集入集において、大嘗会の風俗歌と屏風歌の違いは強く意識されていないことがわかる。そのため、屏風歌だけを取り出してみると、入集していない勅撰集が多いのである。絵に対して詠まれた屏風歌であることより、大嘗会和歌であること、さらにはどの御代の大嘗会和歌であるかに意味や意義があるのである。

大嘗会屏風は月次であっても、和歌は賀や神祇といった部立に採られ、四季部への入集はまれである。これは、場の問題であり、作歌の段階で御代への祝意が優先されるためである。勅撰集賀部に採られる祝性の強い歌が、誰のためにどんな場で詠まれたかを優先する典型例といえることができる。

入内屏風和歌においても「入内」という場や、どの天皇への入内であるかが重要であることが推測される。賀部における『文治』と『寛喜』の入集数の差は、どの天皇への入内であるかに起因するのではないか。

四 作者について

では次に、作者についてみてゆきたい。

後掲【表四】「入内屏風和歌 勅撰集入集歌人」を見ると、まず『文治』の作者に明らかな偏りのあることがわかる。『続後撰集』までは後徳大寺実定の入集が最も多く、ここまでの全入集歌一三首中の約半数六首を占める。その後「一番目」『続古今集』から「三番目の『新後撰集』までは、数は少ないが良経の歌しか入集していない。次の『玉葉集』からはこれまでと異なり、実定や良経は一首も採られていない。兼実・俊成・定家のみとなる。つまり、作者の分布が概ね三つのグループに分けられるのである。

中でも目を引くのが定家の入集状況である。『文治』の主催者である兼実や、当時の歌壇の中心であった俊成の歌は、すでに『新古今集』に入集している。しかし、定家の『文治』歌は一五番目『続千載集』まで一首も採られていない。『続千載集』『続後拾遺集』『新続古今集』の三集にみえるだけである。それにもかかわらず、結果的に『新古今集』からの総入集歌数三六首中一〇首が定家歌となり、俊成と同数になっ

た。特に、最後の『新統古今集』で、定家は六首も採られている。この入集数は、入内の相手側となる後鳥羽院が下命者（実質撰者）であった、『新古今集』の『文治』入集総数と同数である。さらに、『新統古今集』での定家入集数は一九首であるため、約三分の一が『文治』からの採歌となる。『新統古今集』定家歌における、『文治』の比重の大きさがわかる。定家個人では、『文治』三八首中一〇首が勅撰集に入集したことになる。定家他の作品における勅撰集入集数をみると、『六百番歌合』二〇首、『千五百番歌合』二二首、『守覚法親王五十首和歌』一三首である。『文治』の勅撰集入集比率の高さが知られよう。

一方、『寛喜』をみると、全出詠者の歌が選ばれた『新勅撰集』を除いて、やはり特徴のある結果となった。『寛喜』が入集した五勅撰集のうち、時代の新しい『統古今集』『続千載集』『新千載集』では、実氏と家隆の歌しか選ばれていない。また、ここでも定家歌の選入状況は特異で、『新勅撰集』での二首以外、他の勅撰集に一首も入集していない。

定家の勅撰集入集は、『新古今集』では四六首、『続後撰集』四三首だが、『新勅撰集』ではわずか一五首である。『新勅撰集』では自身が撰者であったため、入集数を極端に押さえている。その中で、『寛喜』は定家自身が二首選んでいるのである。『文治』『寛喜』いずれにも出詠した歌人は定家だけであるため、他歌人との比較はできず容易に結論は出せない。

しかし、『文治』の入集状況との違いは明らかである。『新勅撰集』以後の勅撰集に、定家の『寛喜』歌が全く撰歌されていないことには、和歌に対する評価だけではない、前節でみたような問題が含まれていると思われる。

次に『文治』や『寛喜』と同時期に催された、『俊成九十賀屏風歌』の入集歌人内訳を表の右端に記した。○内は、屏風歌ではないが、同じ場で詠まれた歌である。後半に女性歌人の歌が目立つが、良経や定家には際立った特徴は見られない。参考として、私撰集における『文治』『寛喜』からの入集歌数を示すと、たとえば『夫木和歌抄』では、『文治』六一首、『寛喜』五七首とほぼ同数で、選入歌人の偏りもみえない。どの歌人もそれぞれ六〇首程度で、定家・家隆・公経は、同一作品からの採歌数が同じである。入内屏風和歌における作品や歌人による採歌の偏りは、勅撰集独自のものであることがわかる。

このように、『文治』『寛喜』の勅撰集入集作者についてみると、様々な問題があるように思われる。ただ、各勅撰集（下命者や撰者）と作者とのかかわりなど、ここで全てを論じることは不可能であり、またその用意もない。

本稿では、一例として、『新統古今集』『賀』の定家歌を取り上げたい。『新統古今集』における定家の『文治』歌六首中五首は四季歌であって、『賀』は一首に過ぎない。しかし、配列に問題があると考えられるため、同集における多数の採

歌理由解明の手がかりとしたい。

五 『新統古今集』 「賀」 の定家歌

『新統古今集』 「賀」 に入集した定家の歌は、巻頭から二首目にある。次に当該歌を前後の歌とともに掲げる。

承元元年正月和歌所にて、春松契齡といふ事を講ぜられけるついでによませ給うける

わがたのむ神路の山の松の風幾世の春も色はかはらじ

(新統古今・賀・七四五・後鳥羽院)

文治六年女御入内屏風に、花の木に鶯木づたひて人の家ある所

里わかぬ春の光をしり顔をたづねてきゐる鶯

(同・同・七四六・前中納言定家)

従一位倫子七十賀の屏風に

新しき春のはじめに引く松のつもる数をば君ぞ数へむ

(同・同・七四七・祭主輔親)

題しらす

古へのためしを引けば八千世まで命をのべの小松なりけり
(同・同・七四八・源順)

「賀」巻頭となる七四五番の後鳥羽院歌は、承元元年に和歌所で「春松契齡」を詠んだ歌である。次に定家の『文治』で詠まれた「花の木」の「鶯」の和歌が置かれる。しかし、続く七四七・七四八番をみると、いずれも「松」の歌である

ことがわかる。

ここには、七四八番までしか掲げなかったが、この後七五五番まで子日の小松や松を詠んだ歌が一〇首連続し、桜や藤の歌へと続く。七四七番は「新しき春のはじめに引く松」、七四八番は「ためしを引けば」とあるように、いずれも初春に小松を引く行事、子日の歌である。賀部では四季の流れに沿って配列することは珍しくはなく、春の景物が並べられているとみえなくもない。しかし桜や藤の歌の前に、子日とはかわらない寛治元年一月詠の「松影浮水」題歌や永享九年一〇月詠の「松色映池」題歌があり、単なる四季配列ではない。つまり、春とは限らない「松」の歌群の中に、一首だけ定家の春の「鶯」の歌が混じることになる。

そこで和歌ではなく詞書に着目すると、七四七番の輔親歌は屏風歌であって、七四六番の『文治』と、屏風歌によるつながりを持つ配列になっていることがわかる。したがって、ここでは和歌の主題「松」ではなく、詞書の「屏風」によるつながり、場の共通性を重視した配列ということができるとは、しかしながら、それでは巻頭歌七四五番の和歌所で後鳥羽院が松を詠んだ歌と定家『文治』歌のつながりは、不自然なものとなる。

『新統古今集』には、流布本とは別系統の第一次奏覧本とされる天理図書館本(九一、二五―イ一)がある。巻一から十までの上冊のみの欠本だが、「賀」は巻七のためこの部

分を確認すると、配列だけでなく詞書にも歌にも異同はない。同書には朱書きで流布本との校異が示されており、何首もの歌の出入りを確認できるが、当該箇所にもそのような痕跡はみられないのである。したがって、第一次奏覧本の段階からこのような配列であったことになる。定家の歌を除棄すれば、巻頭の七四五番後鳥羽院歌から七五七番歌まで「松」の歌群となつて、自然な配列となるにもかかわらず、撰者によつて確信的に定家の「鶯」の歌は入れられているのである。

そのため再び詞書に着目すると、後鳥羽院歌の次に、その後鳥羽院への入内のための屏風歌が続くというつながりがある。つまり、定家『文治』歌は、詞書に示された「文治六年」の年紀と「入内」により後鳥羽院歌とつながり、「屏風」により次の輔親歌へとつながる仕組みである。これら「松」「鶯」「松」を主題とする三首は、歌ではなく詞書によつてつながり、配列されていることになる。「賀」における定家の『文治』歌は、「文治六年女御入内屏風」との詞書を持つことにより配列されたのである。

このような配列には、『新統古今集』特有の理由があつたと考えられる。それは、撰者が二条家から飛鳥井家へと移つたことである。中世勅撰集の撰者は、京極派の手になる『玉葉集』『風雅集』を除き、長らく二条家嫡流とその周辺の歌人により独占されてきた。しかし、『新統古今集』では、飛鳥井雅世が撰者となつた。『新統古今集』仮名序には、

そもそも参議雅経卿は新古今五人の選びに加はれるうへ、この道にたづさびてもすでに七代に過ぎ、その心をさとれる事も又一筋ならざるにより、ことさらに御詔するむねは、まことに時いたり理かなへる事なるべし

とある。雅世の歌道家としての抛り所は、『新古今集』撰者であつた家祖雅経なのである。したがつて『新古今集』下命者である後鳥羽院は、飛鳥井家にとつて家祖を勅撰集撰者にした大切な天皇ということになる。加えて、七四五番後鳥羽院歌の詞書にある「和歌所」とは、『新古今集』撰進に先立ち設置され、『新古今集』撰者雅経を想起させるものである。一方定家も、『新古今集』撰者の一人であるが、続く『新勅撰集』の単独撰者であり、最晩年まで歌壇を領導した歌人である。いうまでもなく二条家にとつて、歌道家としての重要な抛り所であつた。しかし、『新古今集』撰者としての重考えれば、定家と雅経は同格である。だからこそ、雅世にとつて、定家を後鳥羽院との関係の中で集中に定位することが必要だつたのではないか。

この配列や詞書は、例えば『千載集』『賀』の巻頭、後白河院御製「皇子におはしましける時、鳥羽殿にわたらせ給ひけるころ、八条院内親王と申しける時、かの御かたにて竹廻年友といへる心を講ぜられけるに、よませ給うける」や、『新古今集』『賀』の巻頭に仁徳天皇歌があり、五首目から算賀の歌をはじめ屏風歌が数多く採られたことなどと類似する。

直接的には『続古今集』「賀」巻頭の次の配列、

後朱雀院むまれ給ひての御百日の夜よませ給ひける
二葉より松の齡を思ふにはけふぞ千歳の始めとは見る

(一八五八・一条院御歌)

上東門院入内御屏風に

吹く風の枝もならさぬこのごろは花もしづかに匂ふなる
べし (一八五九・花山院御歌)

などが先例として参考にされたのかもしれない。撰者雅世は、このような先例をふまえて、少なくとも文治や承元の頃は、定家が雅経と同様に後鳥羽院臣下の一人歌人であったことを示したかったのではないか。後鳥羽院を介して、二条家の父祖定家と自身の家祖雅経を同列におきたかったのだろう。『新古今集』での定家『文治』歌の入集には、そのような撰者の意図が隠されているように思われる。『新古今集』では、勅撰集で唯一、俊成・定家の『文治』がともに選ばれている。二人の『文治』歌が「夏」で並べて置かれることなども、定家だけでなく、俊成と後鳥羽院との関係をも示す意図であろう。九条家の女子の入内であることは忘れ去られ、「文治六年」により後鳥羽院とのみつながる歌として、集中に存在する。『新古今集』で六首も採歌されたことは、このような理由によると考えられるのである。

また、後鳥羽院との関係を言えば、『続後撰集』下命者の後嵯峨院は後鳥羽院の皇子である土御門院の息子である。そ

のため、下命者の側面から考えた場合も『続後撰集』以後の勅撰集における『文治』入集には、常に同様の思考が働いたと思われる。撰集故実化したような入集状況にはこのような理由が考えられ、『文治』にとって詞書(名称)が重要な意味を持つことがわかる。

さらにこれは、『寛喜』にも当てはまるのではないか。『寛喜』が持つ後堀河院との関係は、後鳥羽院とは全く反対に、『新勅撰集』以外の勅撰集の中では、下命者や撰者にとって意味を持ち得なかった。そのため、『続後撰集』以後、後堀河院の御代が遠くなるにつれ、断絶した皇統につながる『寛喜』はあまり採歌されることがなくなつたのであろう。家隆歌の入集があつて、定家歌が採歌されないのも、撰者である二条家にとって、定家と後堀河院との関係性を集中に示すことが意味を持たなかつたためと思われる。

六 勅撰集の詞書

入内屏風和歌における詞書(名称)の重要性を確認したところで、詞書について考えてみたい。

『文治』は『新古今集』詞書で「文治六年女御入内屏風」とされ、以後の勅撰集はそれを踏襲する。『寛喜』も『新勅撰集』において「寛喜元年女御入内屏風」とされ、以後に踏襲される。いずれも、時に「文治六年正月」や「寛喜元年十一月」と加えられることがあるだけである。

しかし、『長保』の詞書には、集による違いが見られるため、次にそれをみてゆく。先述したように、『長保』は勅撰集に六首入集している。これら六首の詞書を次に示す。

1 『拾遺集』（雑春・一〇六九・公任）

「左大臣むすめの中宮の料に調じ侍りける屏風に」

2 『後拾遺集』（春上・四七・長能）

「屏風絵に鳥おほくむれあて旅人の眺望するところをよめる」

3 『金葉集三奏本』（春・八四・公任）

「屏風の絵に人の家に藤花さきたるところをみてよめる」

4 『千載集』（雑上・九六〇・齊信）

「上東門院入内のときの御屏風に、松ある家に笛ふきあそびしたる人あるところをよみ侍りける」

5 『続後撰集』（春中・八三・公任）

「題しらず」

6 『続古今集』（賀・一八五九・花山院）

「上東門院入内御屏風に」

1 『拾遺集』には、「左大臣むすめの中宮の料に調じ」た屏風であるとの説明がなされているが、2 『後拾遺集』3 『金葉集三奏本』では、そのような説明は全くなされず、屏風絵の説明のみである。ここでは、誰の何のための屏風歌であるかより、どのような絵に対して詠まれた歌かが重要ということである。また、そのことと密接につながるが、部立も四季部に限られる。四季部であるからこそ、屏風の場より絵の説

明が優先されたのであろう。その点『拾遺集』は「雑春」であつて雑歌の要素が加わるため、場の説明がなされたと考えられる。

このように1と2・3にも違いがあるが、4 『千載集』ではさらに変化している。まず「入内」という言葉が使われていることである。さらに敬意を表す「御」が屏風に付されている。同じ場の説明でも、1 『拾遺集』は「中宮の料に調じ」た「屏風」とするが、『千載集』では同様の事柄（場）を「上東門院入内のときの御屏風」とする。屏風に付された「御」は、国母となつた上東門院への敬意の表れと思われるので、「入内」について考えてみたい。

屏風歌に限らず勅撰集の詞書に「入内」が用いられるのは、『千載集』の『長保』歌が初例である。宮中を内裏と呼ぶのは日本だけであり、入内も本朝固有の言葉である。単に参内することではなく、「皇后・中宮・女御に予定された女性が、正式に里から内裏へ入ること」（『角川古語大辞典』）での「入内」の用例は、さほど古くはない。平安中期頃の公家日記が早い例で、変体漢文に見られる漢語ということである。その一つが、『長保』に関する『御堂関白記』長保元年十一月一日条「以西時以入内」だ。『小右記』同一〇月二八日条にも「作於左府選定和歌、是入内女御料屏風歌」と記す。

漢語であるため和文では使われず、『源氏物語』にも「入内」の用例はない。『栄花物語』の「かかやく藤壺」の彰子入内

の場面でも、「大殿の姫君十二にならせたまへば、年の内に御裳着ありて、やがて内に参らせたまはむといそがせたまふ。」とする。²³そのため、和文である『拾遺集』詞書では、「左大臣むすめの中宮の料に調じ侍りける屏風に」としたのである。

見過ごされがちだが、「入内」が和歌の詞書、『千載集』詞書で使用されたことは注目すべきことなのである。これは当然のことながら勅撰集に限ったことではなく、私家集においても同様である。「入内」が使われたのは『千載集』撰者である俊成の『俊成家集』『文治』に付された「文治六年正月三日は主上御元服なり、同十一日殿下女御御入内なり、その料の御屏風十二帖歌三十六首いるべき〔下略〕」が初例である。

『長保』歌の私家集での詞書は、『公任集』では「中宮の内」に参り給ふ御屏風歌、『高遠集』にも「右大臣道長の卿のみむすめ、内に参り給ふとて屏風でうせしに」とある。いずれも「内に参る」とする。日記に「入内」と記しても、同時代の和文である和歌の詞書には、「入内」を使用しないということだ。勅撰集にはならなかったものの『千載集』成立以前に清輔が選んだ『統詞花集』『雑上』に、『千載集』入集歌と同じ歌が採歌されている。部立の『雑上』も一致し、『千載集』との関係も推測されるが、詞書は「上東門院内へ参り給ひける時御屏風の絵に〔下略〕」である。おそらく、撰歌資料となった『公任集』の「中宮の内」に参り給ふ御屏風の和歌」をその

まま用いたのであろう。やはり「入内」とは書かれていない。また、私撰集でみてみると、『文治』と『新古今集』の間、建久年間に成立したとされる『玄玉集』の『文治』詞書は、「月次の御屏風に」や「中宮月次の御屏風に」、「中宮はじめて入内の時の御屏風に」といった表現となっている。単に「御屏風に」とする場合もある。このうち「中宮月次の御屏風に」が最も多く、「月次屏風」であることが重視されている。それは四季歌が収載される時節歌だけではなく、神祇歌でも同様である。「中宮はじめて入内の時の御屏風に」は一例だけだ。ここで注意すべきは、「入内」が使われてはいるが、その前に「中宮はじめて」との但し書きが付くことである。ここでの「入内」は、本稿で問題とする「入内」の意味で使われておらず、単に「内裏へ入る」意味で使用されている。言葉の用い方には身分・立場の違いや個人差もあるが、同時代の興味深い用例である。『千載集』から『新古今集』までの間に入内屏風和歌を詞書に記す用例として重要である。私撰集とはいえ、『文治』が『長保』と同じく、場を特定しない月次屏風として扱われていたことは注目される。さらに、『新古今集』に入集するまで、和歌作品として特段の名称がなかったことがわかる。

勅撰集において、入内の料の屏風が、『文治六年女御入内屏風』のように、年紀と入内屏風を合わせた名称とすることは、『新古今集』で確立したのである。

七 『千載集』の「入内」

次に、なぜ俊成が和文に使われない言葉「入内」を、あえて詞書に用いたのか考えたい。

『千載集』での当該歌前後の配列を見ると、まず前歌は、
上東門院より六十賀行ひ給ひける時、よみ侍りける
数へしる人なかりせば奥山の谷の松とや年をつままし

(九五九・道長)

である。道長の六〇歳の算賀を上東門院が行った時に、道長が詠んだ歌である。この詞書の「六十賀」に相応するのが、「上東門院入内のときの御屏風に」の「入内」であろう。「算賀」と同様に、上東門院と深く関わる場の説明として「入内」という漢語表記が使われたと考える。そもそも「屏風」は本朝固有のものではなく、渡来した調度品である。和漢語「入内」と合わせても不自然ではない。

この後には、清少納言の「一条院御時、皇后宮五節奉られける時（下略）」の歌や紫式部の歌が続く。つまり、歌の作者は道長↓斉信↓清少納言↓紫式部であるが、詞書によってその背景に上東門院彰子、一条天皇や皇后定子が語られることになる。ただし、巻頭歌は娘彰子に長寿を祝福される道長の歌である。道長と彰子の親子関係を記した上で、彰子が天皇に「入内」したことを強調する。

「上東門院入内」は、藤原氏の子女の中で、最も栄華をき

わめた彰子の内裏への第一歩である。道長の政治的成功とあわせ、藤原氏の目指すべき有り様を体現した繁栄の記憶といえよう。雑上でありながら、撰者俊成にとつては自身の祖となる道長を称揚した、賀の要素の強い配列である。漢文体で使用される、いわば公的用語である「入内」の一語を用いることで、本来は藤原氏の私的なものである入内屏風が、天皇家との強い関係性から公的な印象を持ち得たのではないかと。簡潔な漢語で記すことにより、和文「内へ参る」では得られない効果をあげたと思われる。

最後に、「長保」の勅撰集詞書と部立を時系列で示すと、「雑春・中宮の料：：屏風」↓「春上・屏風」↓「春・屏風」↓「雑・入内：：御屏風」↓「春・題しらず」↓「賀・入内御屏風」となる。繰り返しになるが、『後拾遺集』『金葉集三奏本』での「長保」は勅撰集に入集しながら、「入内」の折の屏風歌であることも記されず、四季歌の中で他の屏風歌と変わりのない役割しか果たしていなかった。この背後には、『長保』が臣下に過ぎない藤原氏の「私的催し」との認識があると思われる。

しかし、『統古今集』詞書では、「上東門院入内御屏風に」として賀部に入内された。ここで「入内屏風」ではなく、「入内御屏風」とする表記は、『千載集』の影響を伺わせる。『文治』や『寛喜』の賀部入集の影響も考えられるが、『千載集』で「入内」との表記を用いたことが契機となったのだろう。

なお、『続後撰集』で『長保』が「題しらず」とされたことは、『文治』として入集した歌が『文治』にみえないことと合わせ、故意か何らかの誤謬か判断が困難である。

『千載集』で用いられた「入内」が、『新古今集』では『文治』の名称に用いられ確立する。その後の勅撰集の中で『文治』や『寛喜』（正確に言えば伝存する歌のみ）は、単なる屏風歌としての詞書で勅撰集に入集することはない。それは、四季部であっても守られる。絵の説明は省略されても、年紀と入内屏風であることが必ず記され、『元弘』へと継承される。氏の誇りとなった上東門院以外、入内の主となる女御の名は残らず、年紀と入内屏風であることのみが伝えられてゆくのである。『千載集』詞書で「内へ参る」ではなく「入内」としたこの意味は大きい。

むすび

勅撰集における入内屏風和歌のあり方を、作者や詞書を手がかりにみてきた。

入内屏風という、秀歌が生まれ難い場で詠まれた歌が、勅撰集に選入され続けたことは、「入内」が持つ詞の力ともいふべきところに根拠があると考えた。それは、俊成が『千載集』詞書に「入内」という漢語を用いたことを出発点にする。臣下の女の「内へ参る」「料」であった屏風の和歌は、詞書に「入内」の「屏風」と記されたことで、勅撰集に不可欠な

和歌作品となったのである。これには、『新古今集』における後鳥羽院の力も大きく働いたと思われる。『俊成家集』で名称を持たなかった『文治』が、『新古今集』では、『文治六年女御入内屏風』として「賀」に入集する。『文治』の名称と後鳥羽院による賀部への入集が、『新勅撰集』を含む十三代集の入内屏風和歌入集へとつながったと考える。

渡邊裕美子は、屏風歌の制作時における権力とのかかわりを指摘する。権力すなわち時の政治状況と強く結びついた中世勅撰集において、入内屏風和歌は成立時から遠く離れた勅撰集撰入の際にも、権力とのかかわりをもって扱われた。当然のことであるが、それは賀部において顕著である。どの天皇への入内の時に誰が詠んだ歌なのか、撰者との関係性を誇示する手段ともなった。それはまた、プラスに働かない関係性を排除、隠蔽することにもつながった。時代が下がるとともに、『寛喜』は忘れられてゆくが、『文治』がわずかな歌数ながら選ばれ続けるのは、そのような理由による。

周知のことだが、和歌が勅撰集に入集するとき、それぞれの集の構成要素となるために、詞書や場合によっては作者まで改変されることがある。しかし、『文治』『寛喜』の両入内屏風和歌については、屏風絵の説明の有無以外、そのような改変はなされていない。「文治六年」や「寛喜元年」の年紀も「入内」や「屏風」という場の説明もすべて省略されない。単なる「屏風歌」とするのは、『長保』が『後拾遺集』と『金

葉集三奏本」に入集したときだけであって、『文治』や『寛喜』にそのような処理がなされたことはない。また、年紀や「入内」のみが記されることもないのである。それは、政治性を持つ賀部に限ったことではなく、四季歌でも同様である。

極論をいえば、『文治』や『寛喜』が、勅撰集の中で担う役割は、どの天皇への入内屏風和歌であるかということである。詞書に『文治六年女御入内屏風』や『寛喜元年女御入内屏風』と記されることそのものに、大きな意味があることになろう。おそらくそれは、撰集故美化したと推測される。入集数の少なさが、逆に、決して漏らしてはならない作品であったことを示す。そのため、『元弘』が「入内」と「立后」の違いはあれ、全く同じスタイルの名称で代替作品として、室町期の勅撰集に選ばれたのであろう。

※引用テキスト

『栄花物語』 小学館新編日本古典文学全集

和歌は、特に記さないかぎりすべて『新編国歌大観』による。なお、和歌の引用に際し、適宜漢字表記に改め、濁点を私に付した。

注

(1) 田島智子『屏風歌の研究 資料篇』(和泉書院・二〇〇七年)では、『後拾遺集』時代以降はひとまとめにされている。

- (2) 渡邊裕美子「歌が権力の象徴になるとき 屏風歌・障子歌の世界」(角川書店・二〇一一年)はこの時代に着目したものである。
- (3) 『近世類題集の研究 和歌曼荼羅の世界』(青簡舎・二〇〇九年)
- (4) 久保田淳「寛喜元年女御入内屏風和歌」略注―『新勅撰和歌集』考察の一環として(『武蔵野文学』三三・一九八四年一月)・西畑実「『新勅撰集』四季部の題について」(『樟蔭国文学』九号・一九七二年三月)・後藤重郎「新勅撰和歌集賀部に関する一考察」(『名古屋大学文学部研究論集文学』二五号・一九七八年三月)・名子喜久雄「新勅撰集賀巻の一性格―九条道家の作品を中心に―」(『語学文学』一七号・一九七九年三月)などがある。
- (5) 田島智子『屏風歌の研究 論考編』(和泉書院・二〇〇七年)
- (6) (注1) 田島著書では三〇首とする。
- (7) 伊井春樹「彰子入内料屏風絵と和歌」『和歌史の構想』(和泉書院・一九九〇年)
- (8) 『新古今歌人の研究』(東京大学出版会・一九七三年)
- (9) 相馬万里子「大嘗会和歌について」(『神道古典研究』二二号・一九九〇年一月)・八木意知男「儀礼和歌の研究」(京都女子大学研究叢刊三〇・二〇〇八年)
- (10) 臨時祭「ふる袖はみたらし河に影みえて空にぞすめるうどはまの声」(文治・二五五)が『拾遺愚草』(冷泉家時雨亭叢書八朝日新聞社・一九九三年)では「影さえて」、神楽「空さえてまた霜さゆる明方にあか星うたふ雲のうへ人」(同・二七二)が「同」(霜ふかき)と改作。
- (11) (注4)・(注5)・(注7)・谷知子「文治六年任子入内屏風と和歌」『中世和歌とその時代』(笠間書院・二〇〇四年)・樋口芳

麻呂「寛喜元年女御入内屏風和歌とその考察」(『研究報告』九掛・一九六一年三月)・名子喜久雄「寛喜元年女御入内和歌考」(『文治六年女御入内和歌』)とのかわりを中心として(『言語と文学』一四号・一九九七年二月)など。最新のものとしては、(注2) 渡邊著書がある。

(12) 深津睦夫「中世勅撰和歌集史の構想」(笠間書院・二〇〇五年)は「新拾遺集は、従来の二条家系の勅撰集に倣おうとしながら、十分に形を整えることができなかった勅撰集である。」「新後拾遺集は、新拾遺集に似て形式上の不備がめだ」つと指摘する。

(13) 「中世やまと絵考 和歌資料による画題の検討」(『美術史学』第二号・一九七九年三月)

(14) (注11) 谷著書。

(15) 岩佐美代子「京極派和歌の研究 改訂増補新装版」(笠間書院・二〇〇七年)は、『玉葉集』四季部が貫之の「屏風歌の中にすっぽりとおさまった形」と指摘する。『玉葉集』の「文治」は四季部「春上」「冬」のみの入集であり、構成上何らかの役割を果たした可能性が考えられる。

(16) 「文治」と「寛喜」の行事題についての論考には、以下のものがある。橋本不美男「文芸様式と年中行事」(山中裕編『年中行事の文芸学』弘文堂・一九八一年)。(注11) 谷著書。

(17) 書陵部蔵「大嘗会悠紀主基和歌」に収載される最も早い屏風歌は、長和元年三条天皇。

(18) (注9) 八木著書。

(19) 『新千載集』で俊成歌とするのは定家歌のため、それを加える」と一首である。

(20) 『後鳥羽院御集』は承元二年正月二二日御会に「春松契齡」題

で詠じたとするが、誤りであろう。

(21) 稲田利徳「新統古今集」の第一次奏覧本について「精撰の熱意」(『国語国文』四四六号・一九七一年一〇月)及び「新編国歌大観」解題。

(22) 村尾誠一「勅撰和歌集という歴史から―終末期からの視野―」『和歌を歴史から読む』(笠間書院・二〇〇二年)で「極論すれば下命者は交換可能」と「勅」の変質と歌道家の重要性を指摘する。同氏の和歌文学大系「新統古今集」(明治書院・二〇〇一年)「解説」にも詳述。なお、酒井茂幸「新統古今集」の撰進をめぐって―後花園天皇期の禁裏文庫』(『国語と国文学』平成二十二年一月号)は、後花園天皇の親撰的性格を有するとする。

(23) この後の部分は諸本に異同がある。現存最古の完本梅沢本では、「十一月一日入内十余日の事也」とあるが、各註釈で「入内十余日」を傍注の竄入とする。「十余日」を不審とするが、「入内」も和文に相応しくなく、漢文記録からの補入、書人と推測される。

(24) 有吉保「千載集和歌集の基礎的研究」(笠間書院・一九七六年)

(25) 『千載集』には、俊成自筆本の断簡「日野切」があるが、当該箇所は伝存しない。ただし、奏覧直後の書写(甲類系統)とされる『古筆学大成』第九卷(講談社・一九八九年)所収「伝源通親筆 龍山切二」(個人蔵・古筆手鑑「碧玉」所収)に「上東門院入内」の詞書が残る。

(26) (注2) 渡邊著書。

(ほそかわ・ちさこ 摂南大学非常勤講師)

【表一】「入内屏風和歌 勅撰集入集状況」

※数値は新編国歌大観に拠る（以下同）

	長保元年 入内	文治六年 入内	寛喜元年 入内	(元弘三年 立后)	合計
1古今集					
2後撰集					
3拾遺集	1 *				1
4後拾遺集	1				1
5金葉集三奏本	1 *				1
6詞花集					
7千載集	1※				1
8新古今集		6			6
9新勅撰集		6	2 4		3 0
10続後撰集	1 ▲	1 ▼	3		5
11続古今集	1	1	2		4
12続拾遺集		1			1
13新後撰集		2			2
14玉葉集		2			2
15続千載集		3	1		4
16続後拾遺集		1			1
17風雅集		4			4
18新千載集		1	4	(1 8)	5 (1 8)
19新拾遺集				(8)	(8)
20新後拾遺集				(1)	(1)
21新続古今集		9			9
合計	6	3 7	3 4	(2 7)	7 7 (2 7)

《注》①空欄の数値は全て0・・・以下同じ

②* 同じ歌が入集

③※ 『続詞花集』に同じ歌が入集

④▲ 「題しらず」

⑤▼ 『林下集』に「公道卿十首題」とある歌

【表二】「入内（立后）屏風和歌 勅撰集入集部立内訳と数」

部立 勅撰集	春	夏	秋	冬	賀	神祇	その他	合計
1 古今集								
2 後撰集								
3 拾遺集							雑春 1 長	1
4 後拾遺集	1 長							1
5 金葉集 三奏本	1 長							1
6 詞花集								
7 千載集							雑 1 長	1
8 新古今集		1 文	1 文	1 文	1 文	2 文 2		6
9 新勅撰集	4 文 1 寛 3	10 文 2 寛 8	3 文 3	3 寛 3	10 寛 10			30
10 続後撰集	1 長		3 文 1 寛 2		1 寛			5
11 続古今集	1 寛	1 文		1 寛	1 長			4
12 続拾遺集		1 文						1
13 新後撰集	1 文				1 文			2
14 玉葉集	1 文			1 文				2
15 続千載集	1 寛				2 文 2	1 文		4
16 続後拾遺集					1 文			1
17 風雅集	2 文 2			1 文		1 文		4
18 新千載集		(1)	3 寛 3 (4)	(7)	1 文 (2)	(2)	雑 1 寛 (2)	5 (18)
19 新拾遺集		(3)	(1)	(2)	(1)	(1)		(8)
20 新後拾遺集		(1)						(1)
21 新続古今集	3 文 3	4 文 4	1 文		1 文			9
合計	16	17 (5)	11 (5)	7 (9)	19 (3)	4 (3)	3 (2)	77 (27)

《注》() は『元弘三年立后屏風』

内訳略称 長…『長保元年彰子入内屏風』

文…『文治六年女御入内屏風』

寛…『寛喜元年女御入内屏風』

【表三】「大嘗会和歌の勅撰集入集状況」

	風俗歌	屏風歌
1古今集	5	
2後撰集		
3拾遺集	2 1	
4後拾遺集		2
5金葉集三奏本	6	
6詞花集		2
7千載集	1 3	2
8新古今集	6	4
9新勅撰集	5	2
10続後撰集	4	2
11続古今集	3	4
12続拾遺集	2	2
13新後撰集	3	
14玉葉集	6	3
15続千載集	5	
16続後拾遺集	3	
17風雅集	3	7
18新千載集	4	
19新拾遺集	3	2
20新後拾遺集	1	
21新続古今集	1	4
合計	9 4	3 6

【表四】「入内屏風和歌 勅撰集入集歌人の内訳」

	長保元年 入内	文治六年 入内	寛喜元年 入内	俊成 九十賀
1 古今集				
2 後撰集				
3 拾遺集	1 公任			
4 後拾遺集	1 長能			
5 金葉集 三奏本	1 公任			
6 詞花集				
7 千載集	1 斉信			
8 新古今集		6 兼実2・実定1 季経1・俊成2		2 後鳥羽1 良経1
9 新勅撰集		6 兼実1・実定4 良経1	24 道家7・公経4 実氏4・定家2 家隆3・為家1 知家3	
10 続後撰集	1 公任	1 実定	3 道家1・為家1 知家1	3 良経2 忠良1 (1 有家)
11 続古今集	1 花山院	1 良経	2 実氏1・家隆1	
12 続拾遺集		1 良経		(3 定家1 有家1 範光1)
13 新後撰集		2 良経2		1 良経
14 玉葉集		2 俊成1・兼実1		
15 続千載集		3 定家3	1 実氏	
16 続後拾遺集		1 定家		9 後鳥羽1 宮内卿2 慈円1 雅経2 有家2 丹後1
17 風雅集		4 兼実1・俊成3		(1 良経)
18 新千載集		1 俊成 *実際は定家歌	4 実氏2・家隆2	3 定家1 丹後1 俊成女1 (1 後鳥羽)
19 新拾遺集				(2 俊成1 経家1)
20 新後拾遺集				1 宮内卿
21 新続古今集		9 俊成3・定家6		
合計	6	36	34	19 (8)

《注》『俊成九十賀屏風』の () は、同じ場での屏風歌以外の歌の数と作者を示した。